

平成30年度がんばる小規模事業者支援事業 (販売促進ツール作成支援)補助金

兵庫県では、小規模事業者が行う販売促進ツールの作成等に必要な経費を補助します。

◆対象者

以下(ア)(イ)(ウ)を**全て満たす事業者**に、販売促進ツール作成の支援を行います。

(ア)兵庫県内に主たる事業所が所在する小規模事業者であること

(イ)中小企業等経営強化法(旧「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」)による
経営革新計画または経営力向上計画の承認を受けた事業者であること

※ 計画の始期が平成30年4月1日以前であるものに限る。

※「平成30年4月1日時点で同事業計画期間中の事業者」、「国の小規模事業者持続化補助金(平成29年度補正)の未採択事業者」を優先的に採択する。

(ウ)県内の商工会・商工会議所の助言等を受けて地道な販路開拓に取り組む事業者であること
小規模事業者の定義、補助対象となりうる事業者は以下のとおりです。

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業並びに経費

実施計画に基づき、商工会議所の助言等を受けながら実施する販促ツール作成費

販路開拓等のための広報費

(例)チラシ・DM・ウェブサイト作成、広告掲載、デザイン改良等

◆補助率及び金額

販路開拓ツール作成にかかる費用の **1/2** ※補助上限 **25万円**

◆募集期間

平成30年7月26日(木)～平成30年8月31日(金)

【〆切日当日消印有効】

※詳細はウェブサイト(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ganbaru.html>)にてご確認ください。

ご興味をもたれましたら、まずはお電話下さい!

加古川商工会議所 中小企業相談室

TEL:079-424-3355